

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 6 日

都道府県
各 指定都市 民主主管部局 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

令和 2 年 7 月 3 日からの大雨による災害による被災者に係る児童福祉法による助産
の実施について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより特段のご配慮をいただいていると
ころであり、深く感謝いたします。

今般の大雨に伴い、現在、多くの方々が避難所等への避難を余儀なくされている状
況にあります。

児童福祉法による助産施設については、付近に助産施設がない等やむを得ない事由
があるときは助産施設以外での助産の実施を行っても差し支えなく、また、災害等の
被災者であって、事前に助産の実施の申請を行うことが困難であった者については、
事後的に助産の実施の対象とすることが可能となっています。

各自治体におかれましては、これらを踏まえ受け入れ医療機関との調整の上、適切
な対応をとっていただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、管内市及び福祉事務所を設置する町村へ周知
をお願いいたします。